

改正

平成13年3月27日条例第22号

平成19年10月16日条例第78号

平成21年3月27日条例第32号

平成25年12月27日条例第74号

令和2年7月14日条例第34号

高知県獣医師修学資金貸与条例をここに公布する。

高知県獣医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、将来県内の畜産又は公衆衛生関係機関で規則で定めるもの（以下「指定機関」という。）において獣医師としての業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、獣医師の確保及び充実を図ることを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の大学において獣医学を履修する課程に在学する学生であつて、卒業後指定機関において獣医師としての業務に従事しようとするものであること。
- (2) 勉学の意欲が旺盛で、心身ともに健全であること。
- (3) 修学資金の返還が確実であると認められること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める要件

2 知事は、毎年度予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における修学資金を新たに貸与する者を決定するものとする。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金として貸与する金額は、月額10万円とする。

2 修学資金を貸与する期間は、当該大学における所定の修業期間内とする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(貸与の一時停止)

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、当該大学を休学し、又は長期にわたって欠席するときその他修学資金の貸与を継続することが不相当であると認めるときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

（貸与の再開）

第5条 知事は、前条の規定に基づく修学資金の貸与の一時停止の理由が消滅したときは、修学資金の貸与を再開するものとする。

（貸与の取消し）

第6条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を取り消すことができる。

- （1） 第2条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。
- （2） 学業又は性行が著しく不良であると認めるとき。
- （3） 心身の故障のため当該大学を卒業する見込みがなくなつたと認めるとき。
- （4） 前条の規定による修学資金の貸与の再開が認められないとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を貸与することが不相当であると認めるとき。

2 知事は、被貸与者が修学資金の貸与を受けることを辞退したときは、修学資金の貸与を取り消すものとする。

（返還等）

第7条 被貸与者は、前条の規定に基づき修学資金の貸与を取り消されたとき又は修学資金の貸与期間が終了後次条の規定に基づく返還の猶予若しくは第9条の規定に基づく返還の免除を受けることができないときは、直ちに貸与を受けた修学資金の全額を返還するとともに、貸与を受けた日の翌日から返還すべき日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した利息を支払わなければならない。

2 前項の利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（返還の猶予）

第8条 知事は、次条の規定に該当する場合を除き、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還を猶予することができる。

- （1） 第6条の規定に基づき修学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該大学に在学しているとき。
- （2） 当該大学を卒業後2年以内の期間において、獣医師の免許を取得しようとしているとき。

- (3) 当該大学を卒業し、2年以内に獣医師の免許を取得した後、知事が必要があると認めた獣医師としての技術研修（研修期間が2年以内のものに限る。）を受けているとき。
- (4) 当該大学を卒業し、2年以内に獣医師の免許を取得した後（前号に規定する技術研修を受けた者にあつては、当該研修終了後）、直ちに指定機関において獣医師としての業務に就き、引き続き当該業務に従事しているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、災害、病気その他やむを得ない理由があると認められるとき。
(返還の免除)

第9条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還を免除する。

- (1) 前条第4号の規定に該当する場合において、引き続き当該業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（第4条の規定に基づき貸与を一時停止された期間を除く。）の2分の3に相当する期間に達したとき。
 - (2) 前条第4号の規定に該当する場合において、業務上の理由により死亡し、又は心身の機能に障害を生じ、当該業務に従事することができなくなったとき。
 - (3) 当該大学に在学中又は卒業後前条第4号の規定に該当することとなるまでの間において、死亡し、又は心身の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき。
- 2 知事は、被貸与者が前条第4号の規定に該当する場合において、引き続き当該業務に従事した期間が前項第1号に規定する期間に達しなかったときは、修学資金の一部の返還を免除することができる。
- 3 知事は、前2項に規定する場合のほか、修学資金の返還を免除することが適当であると認めたときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第10条 被貸与者が正当な理由がなく修学資金又は第7条第1項に規定する利息（以下この項において「修学資金等」という。）の返還（利息にあつては、支払。以下この項において同じ。）をすべき日までに返還をしなかったときは、当該返還をすべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき修学資金等の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により延滞利息を計算する場合においては、第7条第2項の規定を準用する。
- 3 知事は、特別の理由があると認めたときは、第1項の延滞利息を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第10条第1項に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞利息特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞利息特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則（平成13年3月27日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例第7条第1項の規定は、利息のうちこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月16日条例第78号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成19年12月規則第137号で、同19年12月26日から施行）

附 則（平成21年3月27日条例第32号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第74号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項、第2条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例付則第2項、第3条の規定による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例附則第5項、第4条の規定による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例附則第5項、第5条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修学資

金貸与条例附則第2項、第6条の規定による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例附則第2項及び第7条の規定による改正後の高知県工業用水道条例付則第2項の規定は、延滞金、延滞利子及び延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月14日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。（後略）